

第2回医薬品販売制度改正検討部会の進め方について(案)

1. 関係者ヒアリングの実施

(1) 趣旨

医薬品販売の際の情報提供等の実施状況等について、実際に医薬品販売に携わる販売業者や消費者等からヒアリングを行う。

(2) ヒアリングの対象者 (合計6人。1人20分程度)

- ア 薬局開設者
- イ 一般販売業者
- ウ 薬種商販売業者
- エ 配置販売業者
- オ 消費者
- カ 医薬品等に関する相談機関

(3) 主なヒアリング事項

(薬局及び販売業者)

- ・ 販売時に行っている具体的な情報提供の内容や手法
- ・ 販売後の問い合わせや副作用に関する相談等に対する対応状況
- ・ 医薬品販売における安全上の問題点
- ・ その他現行制度の改善すべき点等

(消費者)

- ・ 医薬品購入時に受ける情報提供の内容
- ・ 医薬品販売店から情報提供を受けたい情報の内容(情報の優先順位)
- ・ 医薬品購入後に相談したい事項(副作用等)が生じた場合にどうするか
- ・ その他現行制度の問題点や改善すべき点等

(相談機関)

- ・ 一般用医薬品に関し、消費者から寄せられた苦情や相談の内容やそれへの対応
- ・ 医薬品販売における安全上の問題点や改善すべき点等

## 2．諸外国における医薬品販売制度等の現況について

諸外国における医薬品販売に係る規制等について、事務局より説明の上、質疑。

(主な内容)

- ・ 医薬品の分類と販売業態
- ・ 薬剤師等配置規制の内容
- ・ 開設者に係る要件
- ・ 業態（薬局、一般小売店等）ごとの取扱品目
- ・ 副作用等が発生した場合の報告制度等の有無